

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立産機テクノサービス 大阪事業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における計装設備としての高い信頼性を維持させるため、本市基準等に基づき点検保守を行う必要がある。

本設備は（株）日立製作所が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検保守はできない。

なお、当初設計製作した（株）日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在（株）日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を（株）日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社製品のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1. 委託名称

大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

2. 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3. 随意契約理由

当局並びに中央卸売市場・港湾局においては、効率的な準公営企業会計の財務処理と財務諸表の整理・作成を行うことを目的として、準公営企業財務会計システム（以下、「システム」という。）を平成 24 年 4 月から運用し、平成 31 年 3 月末まで保守業務を上記業者が行っているところである。

本業務は、次年度以降当該システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守を行うものである。

本システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によってシステムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課

随意契約理由書

1 委託名称：平成31年度 舞洲スラッジセンター
脱水系電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方：株式会社 日立産機テクノサービス 大阪事業所

3 随意契約理由：

今回委託する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備である。

この内、受変電設備については、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行なうもので、計装設備については、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため点検及び保守を行なうものである。

本設備は、株式会社日立製作所が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備及び計装設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にするため点検保守後の一貫した責任としての保障を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作及び施工した株式会社日立製作の計装設備部門は事業統合等により現在株式会社日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を上記業者に業務移管している。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは、製作会社製品のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 委託名称：平成31年度 舞洲スラッジセンター
溶融炉系電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方：東芝インフラシステムズ 株式会社

3 随意契約理由：

今回委託する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備であり、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行なうものである。

本設備は、株式会社 東芝が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

なお、(株) 東芝は、平成 29 年 7 月 1 日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門に権利義務を東芝電機サービス(株)に継承し、同日の平成 29 年 7 月 1 日で東芝インフラシステム(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本委託ができる業者は、東芝インフラシステムズ株式会社のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 委託名称：平成31年度 舞洲スラッジセンター
自家発電設備外電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方：株式会社 明電エンジニアリング

3 随意契約理由：

今回委託する自家発電設備外電気設備は、舞洲スラッジセンターの全設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、日常運転における重要な動力源の確保と、非常用発電設備としての高い信頼性維持のため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、株式会社 明電舎が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては自家発電設備・特高電気設備ともに設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本業務ができる業者は、製造業者の(株)明電舎から本市へ納入している電気設備の点検保守業務を移管されている株式会社 明電エンジニアリングのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称：平成31年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託

2 契約の相手方：日揮株式会社 大阪事務所

3 随意契約理由：

本業務委託は、平野下水処理場に設置している汚泥溶融施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。本汚泥溶融施設は下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するもので、汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、堅型旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、用役供給の各設備から構成され、本市独自の汚泥処理施設として設計、施工されたものである。

本汚泥溶融施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理する汚泥の性状は常に変動するため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の各工程の運転状態は変動を受け、またこれらの各工程の運転状態は相互に即時影響することから、一連の処理を構成する個々の工程はもとよりシステム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ、安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の焼損だけでなく、排出されるガスが規制値を超過するなどの市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるため、各設備の運転状態は常時監視し適正な運転状態を確保しなければならない。また、変化や異常に対してはシステム全体を熟知した上での迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

運転管理業務に並行して行う保守点検業務は各設備の日常点検・定期点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行い、安定した施設の運転を確保するための業務である。また、各設備の状態を把握し定期的な測定・調整・分解清掃を行うことにより故障及び事故を未然に防止し、万一の場合は緊急処置対応を行うものであり、運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ、効果的に行うことにより施設の安定的な稼働を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設工事施工業の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を継続して実施する必要がある。本汚泥溶融施設の運転管理及び保守点検並びに整備工事はこれまで本汚泥溶融施設全体の機能を熟知した建設者の技術と経験により総合的に遂行され安定的な施設の保全がなされており、業務における責任の一貫性が確保され性能の保証も担保されている。

よって、本業務委託は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第十一条第1項第二号に該当するので、本施設の建設工事を施工し、かつ、施設の運転管理を継続して受託してきた上記業者と随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令：「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第十一条第1項第二号

5 担当部署：建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

19

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

平成 31 年度下水道総合情報システム保守業務委託

2. 契約の相手方

三菱電機㈱ 関西支社

3. 随意契約理由及び根拠法令

本業務は、建設局における下水道事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、下水道総合情報システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の実操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)の規定および地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記業者に随意契約するものである。

4. 担当部署

建設局企画部工務課 ICT 担当（電話番号：06-6615-6421）

随意契約理由書

1 案件名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その1）

2 契約の相手方

泉美興業株式会社 代表取締役 和上 賀一

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）

随意契約理由書

1 案件名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その2）

2 契約の相手方

古川庭樹園 代表 古川 良造

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）

随意契約理由書

1 案件名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その3）

2 契約の相手方

紀中森林組合 代表理事組合長 山本 羨也

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）

随意契約理由書

1 案件名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その4）

2 契約の相手方

株式会社 コアラ・ユーカリ園 代表取締役 中野 糧

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随委契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）

24

随意契約理由書

1 委託名称

平成31年度公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本業務は、公園内の野球場、運動場、庭球場のナイター設備及びナイター設備の遠方監視制御装置の点検並びに電源用受変電設備の故障監視及び照明制御状態の監視を行うものである。

本システムは、スケジュールサーバーから各ナイター施設の子局に通信信号を送信し、ナイターの点灯制御を行っているものであり、その伝送制御装置は機械監視を行うための通信装置の機能も有しているものである。この伝送制御装置は三菱電機株式会社製のもので、本システムの通信信号は、独自の方式によるものであり、通信信号仕様を他社に開示することはセキュリティーの観点から不可能である。また本装置の点検には製作会社専用のメンテナンスツールを使用することが不可欠である。

上記業者は、製作会社である三菱電機株式会社より本装置のメンテナンス業務を移管されている。よって上記業者でなければ本装置の点検整備や機械監視は行えない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（担当者：仙太 TEL 06-6615-6647）

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺動物園経営形態移行検討業務委託

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務は、天王寺動物園の経営形態移行検討にあたって、動物園の運営、法人会計や労務管理の知識、企業経営の視点、地方独立行政法人化等の各種制度や専門知識と豊富な経験を持ち合わせている事業者が実施する必要がある。

このため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会における意見を踏まえ、有限責任監査法人トーマツ大阪事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局公園緑化部天王寺動物公園事務所（改革担当） （電話番号 06-6771-8404）